

報道関係者 各位

平成 29 年 11 月 22 日

【照会先】

福井労働局労働基準部賃金室

室 長 丸葉 勝彦

室長補佐 澤井 乙夫

(直通電話) 0776-22-2691

平成 29 年度特定最低賃金の改正について — 4 業種特定最低賃金引上げ —

福井労働局（局長 早木 武夫）は、福井地方最低賃金審議会（会長 新宮 晋）より答申を受けた 4 業種に係る特定最低賃金改正決定について、効力発効の手続を行いました。

これにより、平成 29 年度の特定最低賃金の改正は、20 日までに官報公示が完了し、本年 12 月 24 日の効力発効が確定しました。

平成 29 年度の特定最低賃金改正内容の詳細は、別紙のとおりです。

なお、福井県各種商品小売業最低賃金の額の改正はなく、これよりも高い最低賃金額の福井県最低賃金「1 時間 778 円」が適用されます。

平成 29 年度 特定最低賃金の改正内容

- 1 福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金
最低賃金額 時間額 780円（24円引上げ）
効力発生日 平成 29 年 12 月 24 日

- 2 福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金
最低賃金額 時間額 844円（15円引上げ）
効力発生日 平成 29 年 12 月 24 日

- 3 福井県電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業最低賃金
最低賃金額 時間額 820円（14円引上げ）
効力発生日 平成 29 年 12 月 24 日

- 4 福井県百貨店、総合スーパー最低賃金
最低賃金額 時間額 805円（6円引上げ）
効力発生日 平成 29 年 12 月 24 日